

情報提供日: 令和8年4月22日

固定電話回線がなくても24時間365日対応可能な見守り体制に サービス拡充「高齢者等見守りサポート事業」の運用を開始

龍ヶ崎市では、より多くの高齢者等の日常生活の安全を確保するため、従来の緊急通報システム事業※を拡充した「高齢者等見守りサポート事業」の受け付けを令和8年4月1日(水)から開始し、このたび4月下旬から本格運用を開始します。

これまでの119番通報ができる緊急通報システムの利用には、特定の固定電話回線が必要であり、固定電話回線がない世帯では利用できないことが課題となっていました。

今回の拡充では、通信環境を問わず利用できる機器を導入したことで、固定電話回線がない世帯でも利用可能となり、これまで利用が難しかった高齢者等世帯にもサービスを提供することが可能になりました。

さらに、従来は緊急時の通報対応が中心でしたが、新たに受信センターから月1回の安否確認連絡を導入し、緊急時だけでなく平時から高齢者等の安否などを見守る体制へと強化しました。

受信センターでは24時間365日、看護師等の専門職が対応しており、緊急時の対応に加え、健康相談にも応じることができます。

本市では、本事業の拡充を通じて、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えるとともに、孤独死の防止や健康不安の軽減を図り、さらなる福祉の向上を目指します。

報道機関の皆さまには、本事業の周知にご協力賜りますようお願いいたします。

※緊急通報システム事業

事故や急病などの緊急時に簡便に消防署へ通報できる緊急通報装置を貸与する事業



▲新たに導入される機器
(提供: アイネット株式会社)

■対象者 (いずれかに該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ・ひとり暮らしで、自力での通報が困難かつ携帯電話等の利用が難しい重度身体障がい者 ・病弱な高齢者2人で構成される世帯の方
■利用者負担	装置本体の貸し出し、設置費用: 無料 ※電話の基本料、通話料、電気使用料、オプションの人感センサーなどの費用は利用者負担となります。
■申請方法	① 所定の申請書に必要事項を記入の上、必要書類を福祉総務課に提出 ② 審査・決定の後、業務委託業者が自宅へ訪問し設置
■その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時には、受信センターから救急要請や家族への連絡を実施 ・オプションとして人感センサーなどの設置も可能(希望者のみ)
担当課	龍ヶ崎市 福祉部 福祉総務課 高齢福祉グループ 担当者: 渡部・石塚(わたなべ・いしつか) 連絡先: 0297-63-2376(直通)